

## 令和8年度「文化庁邦楽普及拡大推進事業（大学向け）」申請要領

令和8年4月27日

### 1. 事業の目的

邦楽は我が国が誇る伝統文化であり、その継承と発展を図っていくことが大切です。

このため、邦楽に関する大学の部活・サークル活動の充実を通して、生涯にわたり演奏や鑑賞を楽しむ愛好者となるきっかけ作りができるよう、安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備を行います。

### 2. 支援メニュー

採択団体には、下記（1）～（4）の希望する支援を実施します。

支援メニュー	支援継続年数
（1）楽器の無償貸与	5年
（2）講師派遣	4年
（3）交流活動支援	他団体・OB／OG・地域住民等との交流活動への支援
	邦楽普及大使との交流活動支援
（4）事務局主催の「交流会」への参加機会の提供	5年

年度ごとの活動報告に基づき、支援継続の可否を判断のうえ、採択年度を含め4年間本事業による支援を継続する予定です。ただし、楽器の無償貸与及び貸与楽器のメンテナンスについては、支援継続期間にかかわらず、5年間継続する予定です。

なお、支援は、公平性等を担保するため、希望する全ての支援を実施することができない場合があります。ご承知おきください。

原則、金銭での支援は行わず、事務局による楽器店の手配や講師の派遣、会場代の支払等を行います。事務局が指定する楽器店の稼働状況により、希望通りに提供できない場合があります。また、学校の所在する都道府県を跨いだ遠隔地での支援は難しい場合があります。

また、支援の対象期間は、支援内容決定日以降、令和9年2月末までとします。

※貸与楽器については貸与開始年度から5年間が経過しましたら、ご返却いただきますのでご了承ください。

#### （1）楽器の無償貸与

箏曲、三味線音楽、雅楽、琉球古典音楽、和太鼓音楽、民謡等に用いられる楽器（以下、「楽器」という。）を無償で貸与します。

楽器の貸与申請は、初年度のみになります。次年度以降は、初年度に貸与した楽器を継続して貸与します。

別紙1に記載されている楽器メニューの中から、希望する楽器を応募してください。

- 単一の楽器種を希望する場合は、10台程度を上限とします。
- 複数の楽器種を希望する場合は、カテゴリーごとに5台程度を上限とします。
- 楽器は事務局の指定する楽器店からの提供となります。
- 貸与楽器の製造元を指定することはできかねます。製造元は全体調整の上、事務局で決定します。
- 希望通り全ての楽器を貸与できない場合があります。その際は採択団体と事務局で協議のうえ支援内容を決定します。
- 次年度以降は、年度ごとに申込書及び活用・保管状況の報告書提出をお願いします。
- 貸与した楽器のメンテナンスは、採択2年目以降に別途支援させていただきますが、貸与した楽器の破損などが発生した場合には、事務局まで速やかに報告をお願いします。

## (2) 講師派遣

通常では体験できない、著名な演奏家・地域の演奏家等による講師派遣を実施します。講師派遣は1回、2時間程度とし、事務局で用意した講師及びプログラムを基本として、申請時の希望をお伺いしながら、具体的な講師・プログラムの調整を行います。演奏家等のスケジュールや指導の可否などにより、支援が難しい場合があります。講師派遣の会場は採択団体での手配・費用負担となりますのでご注意ください。また、普段から指導を受けている講師を本事業の講師として派遣することはできません。

講師派遣の対象期間は支援内容決定日以降、令和9年2月末までとなります。

## (3) 交流活動支援

### 1. 他団体・OB／OG・地域住民等との交流活動への支援

採択団体の演奏を通じ、邦楽の中間層の演奏者の拡大や、経験者の邦楽器の演奏継続を目的とし、他団体・OB／OG・地域住民等との交流活動としての演奏会等の支援を実施します。具体的には、以下4つの活動を対象とし、当日の会場代の負担、楽器店による支援（楽器運搬・ステージセッティング等）を事務局で支援します。

- ① 採択団体と他の団体の交流※
- ② 採択団体とOB／OGとの交流※
- ③ 地域の催事への参加
- ④ ①～③に該当しない交流活動等（邦楽普及大使との交流等）

ただし、対象となる交流活動（演奏会）について、申請後、その目的や概要等をヒアリングさせていただき、事務局が事業の趣旨と合致しているか等を確認のうえで、支援の有無及び支援内容を決定させていただきます。また、支援対象となった場合には、今後の継続的な邦楽活動の発展等の目的から、ケーススタディとして事務局より実施前後でヒアリングをさせていただく可能性がありますので、予めご了承ください。

※ 他の団体と交流する場合には、当該団体も下記『3. 事業概要・応募フォーム』（1）公募の要件と同様の条件を満たしていることが必要です。申請時もしくはヒアリング時に提出していただく必要情報をもとに、文化庁や事務局、有識者委員において確認させていただきます。

※ この事業での「OB／OGとの交流活動」とは、採択学校を卒業している方と一緒に演奏会等で演

奏することを対象とします。

## 2. 文化庁邦楽普及拡大推進事業 邦楽普及大使との交流

賢順記念全国箏曲コンクール、くまもと全国邦楽コンクール、あいおい全国邦楽コンクールの大賞受賞者である当該事業の邦楽普及大使と、「一緒にお稽古・演奏をする」、「練習や演奏について相談をする」、「発表会の客演として出演していただく」、「団体の合宿に参加していただく」等の交流活動を支援いたします。邦楽普及大使のプロフィールは、別紙「邦楽普及大使プロフィール一覧」をご確認ください。また、本事業サイト内にも同内容を掲載しております。<https://hougakushien.jp/supporter.html>

- ※ 複数回の交流を希望する場合は2回までを上限とします。支援を受けるにあたり、事務局や邦楽普及大使と密に連絡・調整できる体制を確保してください。邦楽普及大使のスケジュール等により、希望通りの支援が難しい場合もございますのでご了承ください。
- ※ 申請後、その目的や概要等をヒアリングさせていただき、事務局と事業の趣旨と合致しているか等を協議の上で、支援の有無及び支援内容を決定させていただきます。また、支援対象となった場合には、今後の継続的な邦楽活動の発展等の目的から、ケーススタディとして事務局より実施前後にヒアリングをさせていただく可能性がありますので、予めご了承ください。

### (4) 事務局が主催する他団体との交流を図る「交流会」参加機会の提供

参加団体（高等学校、大学の部活・サークル）がディスカッションできる、他団体との交流会を開催します。採択団体には追って事務局よりご案内しますので、ふるってご参加ください。

## 3. 事業概要・応募フォーム

### (1) 公募の要件

- 箏曲、三味線音楽、雅楽、琉球古典音楽、和太鼓音楽、民謡等の活動を行っている大学公認の部活/サークル（複数の学校が合同で実施する活動を含みます）。応募に際して大学職員などの顧問の同意が必要となります。
  - ※ 大学とは、国公立大学（学校教育法第108条第2項の大学を含む）をいいます。
- 応募時点において活動実績があることが必要となります。
- 支援を受ける楽器、交流活動への支援等をふまえ、本年度の達成目標を設定し、年間活動計画をご提出いただきます。以下の4つの観点をふまえ4年後の目指すべき方向性を示したうえで、本事業での支援を実施することによる本年度の目標を明確に示してください。
  - －サークル活動や部活に参加するメンバーの増加
  - －サークル活動や部活の稽古の質や回数の向上
  - －メンバーの演奏技術の向上と、レパートリーの拡大
  - －OB/OGや他団体との定期的な交流など、団体とメンバーの活動の継続
- ※ 複数の学校の団体が合同で活動する場合は代表校の団体から応募してください。
- ※ 他省庁等の支援事業へ応募している場合でも本事業に応募することは可能です。ただし、他の支援事業と内容が重複する場合、本事業の支援対象外となる可能性があります。本事業との重複がないことをご確認ください。

※ 令和3年度～令和7年度の採択団体は本年度の応募はできません。

(2) 募集期間

令和8年4月27日(月) ～ 令和8年5月19日(火) 18時 締切

(3) 提出書類

必要情報を本事業サイト内の応募フォームに入力してください。

・本事業サイト URL : <https://hougakushien.jp/>

・応募フォーム URL : 5月1日までに公開

※ 提出されたデータ等は、許可なく本事業の目的外使用は行いません。

(4) その他

採択団体には、年度ごとに活動報告書の提出や楽器の管理状況に関する資料を提出していただきます。

#### 4. 選定について

(1) 選定方法

書類選考及び有識者会議による選考を踏まえて、採択団体を決定します。なお、選考期間中に応募内容についてヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。採択団体は令和8年6月下旬以降に決定する予定です。

※ 虚偽の記載を行った場合は、本応募を無効とします。

(2) 選定基準

①内容が『3. 事業概要・応募フォーム』「(1) 公募の要件」を満たしていること

公募要件	確認方法
大学公認の部活・サークルであること	顧問など大学職員との共同で応募されていること
目標が明示されていること	項目すべてが記入されていること
年間活動計画が策定されていること	

②以下の評価項目にて絶対評価を行い、評価点上位のものから選考します。

評価項目		例	点数
活動内容に関する評価	趣旨・目的が、邦楽文化の継承と発展に寄与すること	・「4年後の目標」が邦楽演奏家、愛好者の増加に寄与するものである ・「環境整備を希望する理由」が邦楽の魅力を広く伝えるものである 等	5点
	支援により効果が大きく見込まれること	・現状の課題に対して適切な「本年度の目標と活動計画」を提示している ・「環境整備を希望する理由」が明確で、目標達成に寄与するものである 等	5点
	計画の実現性が高いこと	・「本年度の目標と活動計画」においてスケジュールや取り組みが具体的である 等	5点
実施体制に関する評価	継続的な活動が担保されていること	・「4年後の目標」で各学年にメンバーを確保する方策を提示している ・「4年後の目標」でOB/OGの支援や参加を促すことを計画している 等	5点
	他団体との連携など幅広い実施体制であること	・「活動実績」や「本年度の目標と活動計画」において他団体との連携や外部イベントへの参加について提示している 等	5点
独自性	邦楽の普及に寄与する独自の視点がある		5点

※各評価項目 5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通  
2点：やや劣っている 1点：劣っている で採点。

### (3) 選定結果の通知

応募者に対して令和8年6月下旬以降（予定）に、事務局より電子メール等で通知します。

## 5. 採択団体決定後の注意事項

### (1) 楽器貸与を受けるための手続きについて

採択決定後、支援内容の調整・手続きなどに関する個別の説明会を開催します。支援内容を決定後、採択団体及び顧問の大学職員名義にて申込書の記入をお願いします。本事業で楽器の貸与を受けるにあたり、別途お送りする無償貸与の約款を参照してください。申込手続き完了後、楽器の手配を行い、準備が整い次第、順次支援を実施します。楽器店の状況等により、納期に関してはご要望に応じられない場合もございますのでご承知おきください。なお、楽器をお渡しした際には、受領書を提出してください。

※ 本年度事業終了後、令和 9 年 4 月に無償貸与の貸出し元が事務局から文化庁に移行します。

#### (2) 支援対象となる交流活動に係る計画の変更

当初計画に変更が生じた場合や、やむを得ない事態により支援対象となる交流活動の開催ができない場合には、事務局に直ちに連絡をお願いいたします。

#### (3) 事業に関する調査等への協力

事務局等から以下の調査等について協力を求められた場合は、実施に向け、ご協力いただきます。

- ・本事業の実施内容に関するアンケート調査
- ・稽古、発表会等の様子を事務局が撮影すること
- ・各支援で撮影した動画の交流会等での限定公開
- ・団体の取り組み内容や演奏動画について、本事業サイト等への掲載

※ 公開する情報は事前にご確認いただけます

#### (4) 採択の辞退

採択を辞退する場合は、事務局に必ず相談し、必要書類を提出して承認を受けてください。

#### (5) 留意点

- ・楽器の取扱・管理には十分な注意をお願いします。また、貸与した楽器が破損した場合は必ず事務局までご報告ください。
- ・貸与楽器を宗教的・政治的な目的を有する活動に使用することはできません。

#### (6) その他

- ・部活動が法令等に基づき適切に行われていることが必要です。
- ・申請内容に虚偽がある場合や申請要領に反する行為があった場合、部活動が法令等に違反している場合は、採択が取消となる可能性があります。
- ・本事業の実施にあたっては、事務局と密に連携を図ってください。

## **6. 応募書類提出先・問い合わせ先**

必要情報を本事業サイト内の応募フォームに入力してください。

問い合わせについては、事務局においてメール及び電話にて対応します。

- ・本事業サイト URL : <https://hougakushien.jp/>
- ・応募フォーム URL : 5 月 1 日までに公開
- ・文化庁邦楽普及拡大推進事業事務局(TOPPAN 株式会社内)  
問い合わせ先 : [entry@hougakushien.jp](mailto:entry@hougakushien.jp)  
: 03-5840-3205

- ※ 問い合わせ対応は平日 9:00-17:00（12:00-13:00 は除く）となります。
- ※ 誠に勝手ながら、土日祝日はメール及び電話での問い合わせ対応をお休みさせていただきます。

別紙：

【別紙1】楽器貸与メニュー

【別紙2】邦楽普及大使プロフィール一覧